**●●大学インターンシップ・プログラム覚書**

　北上市役所（以下「甲」という）と●●大学（以下「乙」という）は、乙が学生を派遣して甲においてインターン実習させる●●大学インターシップ・プログラムについて、下記のように確認する。

（目的）

第１条　このインターンシップは、学生に就業経験をさせることにより、乙の専門科目教育の効果を高めると同時に、企業等や地域と連携をはかり、広く社会貢献の基盤を作ることを目的とする。さらに学生の職業観、勤労観を養って、将来の職業選択に向けての経験を積むことを目的とする。

（期間）

第２条　学生が甲において実務を経験する期間（日数）は、甲、乙及び学生の三者で調整を行い、決定する。

（プログラムの内容）

第３条　インターンシップ・プログラムの内容及び実習先は、甲、乙及び学生の三者で調整を行い、決定する。

（プログラム期間中の状況把握）

第４条　甲はプログラムの内容及び進行状況に関し、求めに応じて乙に報告する。

（プログラムに関わる経費の負担）

第５条　プログラム中の実習経費は甲が負担する。また、甲が学生に命じる職務遂行に伴う費用についても同様とする。

（プログラム実習中及び通勤時の災害）

第６条　学生のプログラム実習中の災害及び通勤時の災害については、甲及び乙が誠意を持って問題の解決に当たるものとする。

（プログラムの体制）

第７条　学生は、甲の事業所におけるプログラムの実施に際し、甲の就業規則を尊重するとともに、職務遂行に当たっては甲の監督、指導、助言等に従う。

（機密保持義務）

第８条　学生はプログラム期間中に甲で知り得た機密を一切漏らしてはならない。

（個人情報保護）

第９条　甲及び乙は、学生の個人情報を、インターンシップに関する業務の範囲内でのみ利用し、第三者に提供せず、適性に取り扱う。

（学生の保険加入義務）

第10条　学生は、学生教育研修災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険、学生教育研究災害傷害保険及びインターンシップ賠償責任保険又はそれらと同等以上の保険に加入していなければ、プログラムに参加できない。

（その他）

第11条　この覚書に定めのない事項あるいは覚書に対する疑義が生じた場合、甲、乙及び学生の三者で協議の上、定めるものとする。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　　北上市長　　　八重樫　浩　文　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印